

訪問看護 料金表

令和6年6月1日現在

要介護1～5の方

2級地 11.12 円

訪問看護費	単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	
所要時間30分未満の場合	399	444	888	1,331	1回につき
所要時間30分以上1時間未満の場合	574	639	1,277	1,915	1回につき
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	844	939	1,877	2,816	1回につき
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	315	351	701	1,051	1月につき
特別管理加算(Ⅰ) (留置カテーテル等を利用している場合や管気切患者 指導、悪性腫瘍患者指導料をうけている場合)	500	556	1,112	1,668	1月につき
特別管理加算(Ⅱ) (在宅酸素を利用している場合、人工肛門等の管理が必要な方、真皮を越える褥瘡がある場合等)	250	278	556	834	1月につき
初回加算(Ⅰ) (退院日当日、新規に訪問看護計画書を作成した場合)	350	390	779	1,168	該当月
初回加算(Ⅱ) (新規に訪問看護計画書を作成した場合)	300	334	668	1,001	該当月
専門管理加算 (特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合)	250	278	556	834	1月に1回に限り

要支援1～2の方

介護予防訪問看護費	単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	
所要時間30分未満の場合	382	425	850	1,275	1回につき
所要時間30分以上1時間未満の場合	553	615	1,230	1,845	1回につき
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	814	906	1,811	2,716	1回につき
緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅱ)	315	351	701	1,051	1月につき
特別管理加算(Ⅰ) (留置カテーテル等を利用している場合や管気切患者 指導、悪性腫瘍患者指導料をうけている場合)	500	556	1,112	1,668	1月につき
特別管理加算(Ⅱ) (在宅酸素を利用している場合、人工肛門等の管理が必要な方、真皮を越える褥瘡がある場合等)	250	278	556	834	1月につき
初回加算(Ⅰ) (退院日当日、新規に訪問看護計画書を作成した場合)	350	390	779	1,168	該当月
初回加算(Ⅱ) (新規に訪問看護計画書を作成した場合)	300	334	668	1,001	該当月
専門管理加算 (特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合)	250	278	556	834	1月に1回に限り

*利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。
ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

項目	金額	説明
交通費	実費	通常の事業地域：無料(御所山町、戸部町、花咲町、戸部本町、桜木町、みなとみらい、高島町、平沼、紅葉ヶ丘、宮崎町、中央、伊勢町、西戸部町、西前町、老松町) 上記以外で、亀田病院からの距離が2kmまでの地域にお住まいの方は500円 ※亀田病院から2kmを超える地域については相談の上決定します。